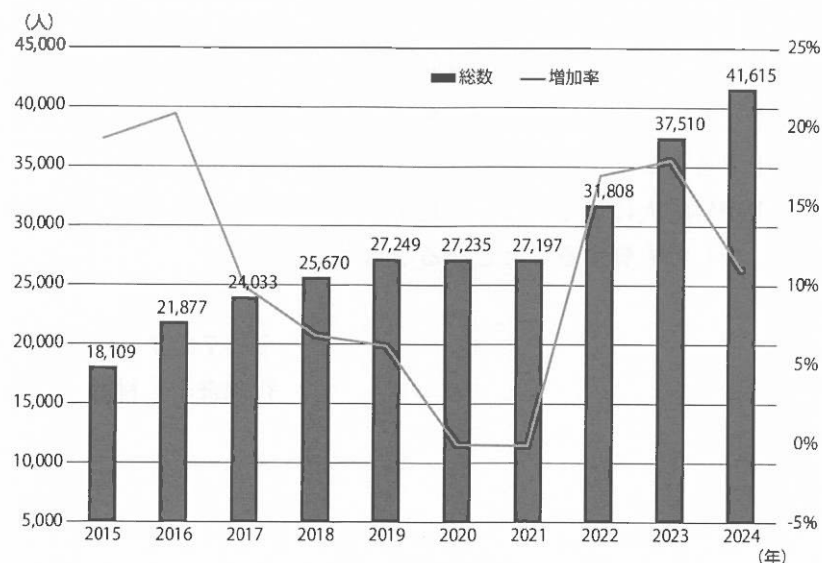


はしがき

近年、日本国内でも外国人の経営者が増えています。本邦での外国人経営者数についての公的な統計数値等は公表されていませんが、経営・管理の在留資格（以下「経営・管理ビザ」という）で活動する外国人の人数は着実に増えています。経営・管理ビザ以外にも、永住者や日本人の配偶者等の在留資格の外国人経営者も相当の人数がいるものと推定されます。

●在留資格「経営・管理」で活動する外国人数推移



出所：e-Stat よりコンチネンタル国際行政書士法人が作成

在留資格申請を行う行政書士の方も、外国人による日本での起業や、いわゆる経営・管理ビザ等の相談を受けることも多くなっているかと思います。

他方で、外国人による日本での起業や経営者としての活動は、入

管法などの法令や外国人ならではのイレギュラーなことがらに直面することもあるほか、入管当局の審査も簡単なものではありません。

本書では、これらのことについてできるだけわかりやすく解説をするために、各章の1ページ目で「要旨」を述べ、文中でもできるだけ図表を用いています。使用している一部の用語も、法令等で使用されている文言ではなく、できるだけ読み手に理解しやすい言い回しとしています。

また、第2章では、事業計画書をあまり作成したことのない人が、事業計画の作成目的とフレームワークを理解しやすくするために例示とともに解説しています。最終章では、FAQ（よくある質問）についてコメントし、のちに復習しやすいように参照できる章を記載しました。また、外国人の起業に関する相談において専門家として頻出するトピックについてはコラム記事にまとめました。

本書が外国人による本邦での起業活動の一助となり、地域社会の発展に少しでも資することとなるなら幸いです。

令和7年7月

行政書士 村井 将一

- 本書お買い上げ特典として、第2章に掲載されている事業計画書が当社ホームページにて、ダウンロードすることができます。
- ご利用方法の詳細は巻末に記載しておりますので、ご確認のうえご利用ください。

目 次

第1章 外国人が日本で起業するためには

- 1. 日本で会社経営ができる外国人（在留資格）…………… 13
- 2. 外国人起業の基本的な流れ…………… 17
 - (1) 海外在住者による起業 20
 - ① 日本に居住する協力者がいる場合 20
 - ② 日本に居住する協力者がいない場合 21
 - (2) 国内在住者による起業 21
 - ① 経営者の活動ができる在留資格 21
 - ② 経営者の活動ができない在留資格 22
- 3. 経営・管理の在留資格…………… 23
- 4. 高度専門職1号ハの在留資格…………… 25
- コラム① 外国人起業の相談の実務現場 29

第2章 事業計画の立案と事業計画書の作成

- 1. 事業計画書の作成…………… 33
 - (1) 事業計画書の作成目的 34
 - (2) 経営・管理ビザの事業計画書 36
 - (3) 事業計画書の具体的な項目 36
 - (4) 事業計画書のページ数、ボリューム 38
 - (5) 事業計画書における日本語 40
 - (6) 推奨する最低限必要な知識 40
 - ① 初歩的な簿記会計、税務、法務の知識 41
 - ② 事業の理解（商売の流れ、ビジネスモデル） 41
 - ③ 在留資格「経営・管理」の要件の理解 45

(7) 初期的なヒアリング項目、検討すべき項目	45
2. 目次	49
3. 会社概要	51
4. 経営者の略歴と役割	53
(1) 経営者の略歴と役割	53
(2) 経営能力の訴求方法例	54
5. 市場規模	57
(1) 市場規模の推計	58
① 政府や民間シンクタンクの公表数値	58
② 顧客数×客単価×利用率などで数値を積上げ	59
6. 商流（ビジネスモデル）	63
(1) 商流（ビジネスモデル）とは	63
(2) 仕入先、販売先、開発、専門用語の説明等	63
① 仕入れ面	63
② 製造・開発面	64
③ 販売面	65
④ 専門用語・業界用語の説明	66
7. 競争優位性（強み）	70
8. 人員構成	71
9. 収益計画の作成方法	73
(1) 損益計算書の収益と費用の分類	73
(2) 収益計画における主要な収益や費用	74
① 売上高	74
② 売上総利益	75
③ 販売費及び一般管理費（販管費）	76
④ 営業利益	79
⑤ 経常利益	79
⑥ 当期純利益	79
(3) 業種別の参考例	80

第3章 会社設立

1. 株式会社と合同会社	89
(1) 会社設立手続きの流れとスケジュール	89
2. 会社の基本事項の決定と定款作成	91
(1) 商 号	95
(2) 本店所在地	97
(3) 事業目的と許認可の有無	98
(4) 役員等の氏名、住所の表記	99
3. 外国人の印鑑証明書、サイン証明書	101
(1) 日本に住んでいる外国人	101
(2) 外国に住んでいる外国人	102
(3) 外国法人が株主等になる場合	103
(4) 外国人の会社印（法人印）の作成	109
4. 定款の認証（電子定款）	110
5. 資本金と外国送金に係る規制	112
(1) 資本金の払込時期	112
(2) 海外送金時の留意点	113
(3) 合同会社の場合は銀行振込を必ずしも要さない	113
6. 会社設立に係る必要書類例	115
7. 会社設立後の手続き	118
(1) 税務署等への各種届出	118
(2) 社会保険関連の各種届出	119
(3) 外為法の報告書等の提出	120
(4) 法人銀行口座の開設	122
① 外国人経営者等が法人銀行口座を開設するために	122
② 法人銀行口座開設が拒否された場合	124

コラム③ いわゆるタックスヘイブンの海外ペーパーカンパニー
と勘違い? 126

第4章 経営・管理等の在留資格申請

- 1. 経営・管理の在留資格のストラクチャー 129
 - (1) 経営・管理ビザの要件 130
 - (2) 対象となる経営者と活動（実質的な経営者等であること） 132
 - ① 2名以上の外国人が共同で事業を経営する場合 133
 - (3) 事業所の確保 135
 - ① 経営・管理で認められる事業所の条件 136
 - ② 必要な設備 137
 - ③ 所定のインキュベーションオフィスとなる場合 138
 - ④ （独）日本貿易振興機構（JETRO）の対日投資支援認定企業である場合 138
 - (4) 事業の規模（出資金、常勤職員等） 139
 - ① 資本金等の金額を決めるときのポイント 141
 - ② 出資金の形成過程についての説明 141
 - ③ 有償新株予約権の発行により調達した資金について 142
 - ④ 地方公共団体が起業支援を行う場合 144
 - (5) 事業計画と事業の適正性 145
 - (6) 役員の報酬 146
 - (7) 申請人の在留状況 146
 - ① 留学生の場合 147
 - ② 就労系在留資格の外国人 147
 - ③ 身分系在留資格の外国人 148
 - (8) 4月の経営・管理ビザ 148
 - (9) 在留資格を変更する際の留意点 149
 - (10) 経営・管理ビザの必要書類の例 149

(11) 在留資格認定証明書交付から日本への入国までの流れ	151
① 在留資格認定証明書 (COE) の交付	151
② 申請した外国人へ送付	151
③ 在外日本大使館・領事館への査証 (VISA) 申請	151
④ 査証 (VISA) の発給	152
⑤ 日本への上陸	152
⑥ 住民登録申請の手続き	152
2. 高度専門職 1 号ハ	153
(1) 高度専門職 1 号ハの優遇措置	154
(2) 学 歴	155
(3) 職 歴	156
(4) 報 酬	157
(5) 地 位	158
(6) 日本語能力	158
(7) 出身大学	159
(8) その他加算ポイント	162
① 外国の弁護士その他の資格によるもの	162
② イノベーション促進支援措置	162
(9) 必要書類：高度専門職ポイントの疎明書類	165
3. 許可・不許可事例	167
(1) 「住居」を事業所とする場合の許可・不許可事例	167
(2) 直近期決算で当期純損失のあった場合の許可・不許可事例	168
コラム④ 外国人経営者と永住許可申請	170

第5章 経営・管理ビザの更新

1. 経営・管理ビザ更新の要件とスケジュール	175
(1) 経営・管理ビザ更新の要件	175

(2) スケジュール	176
2. 事業の継続性（業績と財務内容の状況）	177
(1) 直近期または直近期前期において売上総利益がある場合	179
① 直近期末において欠損金がない場合	179
② 直近期末において欠損金がある場合	181
(2) 直近期及び直近期前期において共に売上総利益がない場合	187
3. 法令の遵守等	189
(1) 租税関係法令を遵守していること	189
(2) 労働関係法令・社会保険関係法令を遵守していること	190
(3) 役員報酬の支給状況	190
(4) 引き続きの事業所の確保	191
4. 必要書類（例）	192

第6章 最近の法令改正など

1. 特別高度人材（J-Skip）	197
(1) 特別高度人材の要件	198
(2) 優遇措置の内容	199
(3) 想定される対象者像	199
① 会社員など	199
② 高度専門職ポイントを計算したときに80点未満の経営者	200
(4) 報酬について	200
2. 未来創造人材制度（J-Find）	202
(1) 対象者の要件	202
(2) 日本で滞在できる期間と活動内容	205
3. スタートアップビザの一本化（国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業と外国人起業活動促進事業（経済産業	

省)の一本化)	206
4. 本邦の大学等を卒業した留学生の起業活動について ...	208
(1) 制度の概要	208
(2) 対象者に係る要件	208
(3) 事業規模に係る要件	209
(4) 物件調達に係る要件	209
(5) 起業支援に係る要件	210
(6) 在留管理に係る要件	210
(7) 起業に失敗した場合の措置	210
5. 本邦において優秀な留学生の受入れに意欲的に取り組んでいる大学等を卒業して起業活動を行うことを希望する外国人	211
(1) 要件①：本邦の大学等を卒業後直ちに本制度を利用する場合	211
(2) 要件②：外国人起業活動促進事業または国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業の利用後に本制度を利用する場合	212
コラム⑤ 日本における外国人起業家の新陳代謝	214

第7章 FAQ (お客様からよくある質問)

- Q1 母国に政情不安があり、親を日本に招聘したいです。親は母国で会社経営をしています。経営・管理ビザは許可されますか? 220
- Q2 定年退職後に経営・管理ビザを取得したいです。年齢は関係ありますか? 220
- Q3 自分と友人2人(どちらも日本人ではない)で起業したいです。2人とも経営・管理ビザを取得できますか? 221
- Q4 SNSなどで活躍するいわゆるインフルエンサー

- として、経営・管理ビザを取得できますか？ 222
- Q 5 「短期滞在」のビザで現在日本にいます。日本に滞在中に経営・管理ビザへ変更できますか？ 223
- Q 6 事務所の費用をできるだけ抑えたいです。最低どのくらいの広さがあればよいですか？ 224
- Q 7 資本金はいつから使うことができますか？ 224
- Q 8 会社の売買業者から、新たに会社を設立するよりも、すでに存在する会社を買うほうが簡便であるとして購入を勧められました。大丈夫でしょうか？ 225
- Q 9 自分で経営・管理ビザを申請したら不許可になってしまいました。どうしたらよいのでしょうか？ 225
- Q 10 経営・管理ビザを取得した後も、海外でも経営している会社があるため日本にはあまり長くは滞在できません。経営・管理ビザの更新のためには、最低何日くらい日本に滞在する必要があるのでしょうか？ 227
- Q 11 経営・管理ビザの取得後、永住許可も取得したいです。どのような点に気をつければよいですか？ 227

第1章

**外国人が日本で
起業するためには**

○外国人が日本で起業し、経営者の活動をするためには、日本の入管法令で認められた在留資格を持っている必要があります。そのため、外国人は、在留資格なしでは自由に日本で自分の会社を起業し経営者となることや、日本企業の取締役等の役員として活動することはできません。

○以下の在留資格を持つ外国人は、日本人と同じように経営者の活動ができます。

- ・永住者（特別永住者）
- ・定住者
- ・日本人の配偶者等（いわゆる配偶者ビザ）
- ・永住者の配偶者等

○しかし、日本の在留資格を持っていない外国人、技術・人文知識・国際業務や留学、家族滞在などの在留資格で日本に滞在する外国人は、経営者の活動を行うことのできる以下の在留資格の取得または変更が必要です。

- ・経営・管理
- ・高度専門職1号ハ
- ・高度専門職2号（条件に該当する人のみ）

○それぞれの在留資格には、入管法令や入管当局の審査基準が細かくあります。経営者の活動を継続するためには在留資格の更新が必要になるなどの外国人ならではの場面もあり、事前に法令・ルールを十分に理解して起業を準備することが肝要です。

1. 日本で会社経営ができる外国人 (在留資格)

外国人が日本国内で自らの会社を起業し経営者の活動をする場合、また、既存の日本企業で経営者として活動する場合には、原則、日本の入管法令でそれらの活動が認められる在留資格を持っている必要があります。

外国人が日本で会社を起業し、経営者として活動するためには、次のいずれかの在留資格が必要です。「永住者（特別永住者）」「定住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」といった活動に制限のない在留資格¹（以下「身分系在留資格」という）、または「経営・管理」「高度専門職1号ハ」²「高度専門職2号」という経営者の活動に従事できる在留資格です。

○現在の在留資格で経営者の活動ができる外国人

以下の在留資格の外国人は、その在留資格が有効の間は、日本人と同じように経営者の活動ができます。

- 永住者（特別永住者）
- 定住者
- 日本人の配偶者等（いわゆる配偶者ビザ）
- 永住者の配偶者等

1 入管法別表第二の上欄の在留資格（身分や地位に基づく在留資格）

2 高度専門職1号イ及びロでは、主たる活動に関連する「従たる活動」としての会社経営をすることが認められる場合があります。ただし、主たる活動を阻害しない程度の会社経営の活動となります。

例えば、すでに日本人の配偶者等の在留資格を持つ外国人は、現在の在留資格のまま日本で起業し、経営者として活動できます。また、これから日本人と結婚する外国人も、日本人の配偶者等の許可を受ければ該当します。他方で、日本人の配偶者等その他の身分系在留資格が有効でなくなった場合は、経営者の活動を行うことのできる在留資格に変更する必要があります。

「永住者（特別永住者）」「定住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」の日本での起業に際しての規制やプロセスは、原則日本人の起業家とはほぼ同じです。入管法令などの制限を受けることなく、日本での起業と経営者の活動に従事することができます。例えば、個人事業主として自宅をオフィスとすること（いわゆる自宅開業）、資本金が50万円や100万円などの小資本の会社を立ち上げてスモールビジネスを始めることもできます。

他方で、現時点で日本の在留資格を持っていない外国人（海外居住者）、技術・人文知識・国際業務や留学、家族滞在などの在留資格で滞在する外国人³は、原則、経営者の活動を行うことのできる以下の在留資格の取得または変更が必要です。例えば、現在海外に居住している外国人、いわゆる就労系在留資格で会社員などとして働いている外国人、外国人留学生などです。

○経営者の活動ができる在留資格

- ・ 経営・管理
- ・ 高度専門職1号ハ
- ・ 高度専門職2号（条件に該当する人のみ）

3 入管法別表第二の上欄の在留資格「永住者（特別永住者）」「定住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」以外の者

そのため、それらの在留資格を有する人たちは、起業に際して、入管法令などが求める各種の基準をクリアしなければなりません。

例えば、経営・管理の在留資格を取得する場合、資本金、オフィスの確保、経営能力などに基準があります。そのため、自宅マンションの一室とパソコンだけで開業することや資本金 100 万円などの小資本での起業が事実上できません。

このように、現在の在留資格を変更することなく日本国内で起業できる場合と、経営・管理ビザなどの在留資格を新たに取得する必要がある場合の2つの場面があります。

起業にあたっては、どの在留資格が最もスムーズであるか検討していくことになります。例えば、状況によっては、経営・管理ビザよりもいわゆる配偶者ビザのほうがスムーズな場合もあります。逆に、高度専門職1号ハを取得するほうが望ましい場合もあります。

■ 図表 1-1 事業経営を行うことができる在留資格

在留資格	概 要	在留期間
永住者	法務大臣が認める者	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子または日本人の子として出生した者	5年、3年、1年 または6月
永住者の配偶者等	永住者等の配偶者または永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	5年、3年、1年 または6月
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	5年、3年、1年、6月 または法務大臣が個々に指定する期間 (5年を超えない範囲)
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行いまたは当該事業の管理に従事する活動	5年、3年、1年、6月 4月または3月
高度専門職 1号ハ	法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動または当該活動と併せて当該業務と関連する事業を自ら経営する活動	5年
高度専門職 2号	高度専門職 1号取得者が3年以上在留し、素行が善良であり、かつ日本の利益に合致しているなどの要件を満たした場合に認められる	無期限

出所：入管法令よりコンチネンタル国際行政書士法人が作成

2. 外国人起業の基本的な流れ

外国人が日本で起業し、経営者の活動をするためには、1. で述べたように、現在海外に居住している外国人、永住者や日本人の配偶者等その他の活動に制限のない在留資格を持っている外国人以外は、経営・管理などの会社等の経営者の活動に従事できる在留資格を取得することになります。

一般的な外国人による日本での起業準備の流れは、以下のステップになります。

○外国人起業のステップ

- 【STEP 1】 事業計画の策定
- 【STEP 2】 会社設立
- 【STEP 3】 事業許認可の取得（必要な場合）
- 【STEP 4】 経営・管理などの在留資格の取得
- 【STEP 5】 資金調達
- 【STEP 6】 経営・管理などの在留資格の更新
(決算・活動内容などが重要)

【STEP 1】 事業計画の策定

とにかくにも、どのような事業を始めるのかという事業計画を考えることは日本人の起業家と同じく最も重要です。起業には必要な資金、商品やサービス、それを支える人的資源が不可欠です。まして、外国の地での起業になるわけですから、より慎重に検討することが賢明です。

【STEP 2】会社設立

事業計画が定まったら、会社を設立します。通常、株式会社か合同会社を選択することになります。このときに経営・管理や高度専門職の在留資格を取得するために入管法令、ガイドライン及び行おうとする事業に係る法令などの各種規制があります。

それらの規制をクリアできるように会社設立の計画を立てなければなりません。日本人や身分系在留資格の外国人は自宅マンションの一室等を会社の本店として登記できるので簡単ですが、それ以外の外国人は法令等の要件を満たしたオフィス事業所を確保することが求められます（入管法令、ガイドライン）。

そのオフィス事業所の確保が済んでいる前提で、会社設立には国内滞在者であれば最短で2～3週間、海外居住者の場合は、海外でサイン証明書など必要書類を作成するほか、外国人本人のサインや押印、原本書類の国際郵便での配達が発生するため1～2か月くらいかかることが通例です。

【STEP 3】事業許認可の取得（必要な場合）

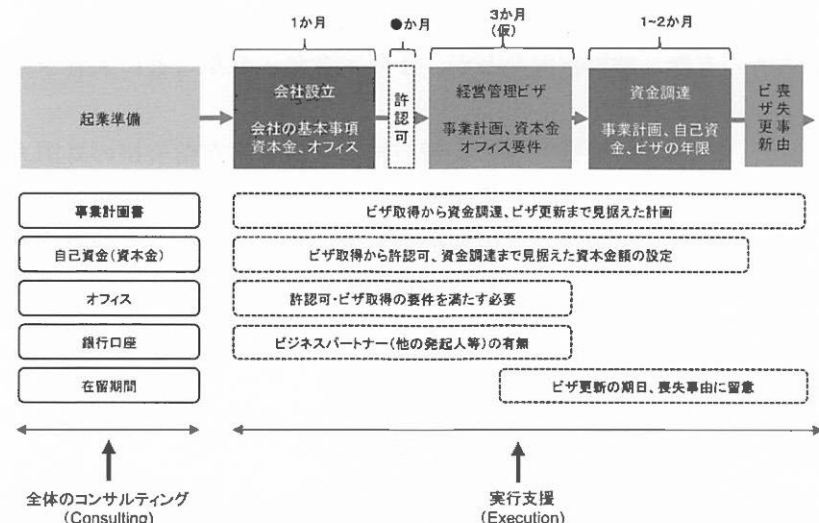
事業を運営するために必要な許認可があればそれを取得します。中古車や中古のフィギュアなどの輸出入を行う場合は古物商の許可が、レストランやカフェを開業する場合は飲食業許可が必要です。これらは、外国人個人の名前で取得するのではなく、新設する法人が法人の名前で取得します。

【STEP 4】経営・管理などの在留資格の取得

その後、管轄の出入国在留管理局へ経営・管理などの在留資格の申請（在留資格認定証明書交付申請または在留資格変更許可申請）を行います。管轄の出入国在留管理局から許可がなされたら事業を開始できます。

審査期間は、申請した出入国在留管理局、申請時期、申請人の経歴、事業内容、事業計画書を含む申請書類の不備不足の有無などによって大きく変わります。審査が1か月で完了することもあるれば、6か月以上の時間を要することもあります。

■図表1-2 外国人起業の流れ（経営・管理ビザ取得の場合）



出所：コンチネンタル国際行政書士法人

【STEP5】資金調達

事業の状況によっては資金調達を行うことになります。通常は資金の調達は関係者からの借入れなどが中心になります。金融機関からの借入れや投資家からの出資受入れもありえますが、ハードルが上がっていきます。資金調達はあくまで個性の高いものといえます。

【STEP6】経営・管理などの在留資格の更新

在留資格が許可されたのちも無期限無制限に経営者の活動を行うことはできず、在留資格の更新（在留期間更新許可申請とその許可）が必要です。在留期間更新許可申請では、それぞれの在留資格に定められた規制に従うことになります。

経営・管理の在留資格を持つ場合、決算状況や役員報酬の水準、事業所の有無、納税状況などが、1年・3年・5年ごとに入管当局により確認されます。

また、日本人の配偶者等の在留資格など身分系在留資格の外国人は、日本人である配偶者と離婚するなど当該在留資格が更新できない場合は、経営・管理などの他の経営者の活動ができる在留資格へ変更することになります。在留資格の変更許可が得られないと事業が継続できなくなることもあります。

（１） 海外在住者による起業

外国人が日本で起業し、経営者として活動する際には、その人が海外在住か国内在住か、また、現在の在留資格の種類などによって、準備すべき内容が変わります。

① 日本に居住する協力者がいる場合

海外在住者の場合、日本での起業準備のために、日本に居住する日本人や永住者などの協力者（ビジネスパートナー）を要することが一般的です。海外在住者は、会社設立に際して必要な資本金等の払込みを受け取るための有効な銀行口座を持っていなかったり、非居住者であるとして事業の開始に必要な各種許可の取得が困難であったりする場合があるからです。

日本での協力者は、通常、会社設立にあたり、共同代表取締役な

●著者略歴

村井 将一（むらい まさかず）

コンチネンタル国際行政書士法人 代表社員

行政書士

公益社団法人日本証券アナリスト協会検定会員

CFP（日本FP協会）

東京都行政書士会港支部 副支部長



三菱UFJモルガン・スタンレー証券（三菱UFJフィナンシャルグループと米モルガン・スタンレーとのジョイントベンチャー）で企業の資金調達やM&Aなどのアドバイスを行う投資銀行業務に従事。

在職中、現場業務に従事しながら従業員組合中央執行委員として職場内の外国人や女性の活躍などのダイバーシティ推進、労務環境改善活動に従事。専門は外国人の在留資格手続きに関わるコンサルティング及び財務コンサルティング。